

第3回選定評価委員会での審査の方法

1 審査の対象

原則、全ての応募者を審査の対象とする。

ただし、欠格事項に該当する応募団体については、選定から除外する。

2 審査の進め方

以下の手順で審査を進める

- (1) 応募団体の審査の順番は、応募資料の受付順とする。
- (2) 応募団体に対する面接審査（プレゼンテーション及び質疑）
 - ・公平性を期すために面接審査の傍聴はできないものとする。
 - ・プレゼンテーション：10分、質疑：15分 計25分。
 - ・プロジェクター等の使用は可。
 - ・応募書類以外の資料の使用にあたっては、審査日の1週間前までに経済局雇用労働課に提出するものとする。
 - ・プレゼンテーション・質疑応答にあたっては、応募者が特定または類推される情報を委員に示してはならないこととする。

3 採点の方法

評価項目及び採点基準については、別紙参照。

4 総得点の最低制限基準及び財務状況による選定について

- ・全委員の総得点（500点）の半分（250点）に満たない場合は、選定から除外する。
- ・財務状況の評価が著しく悪い場合は、委員会で協議のうえ、選定から除外する場合がある。

5 審査の結果、同点だった場合の取扱いについて

以下の順序で上位の応募者を指定候補者とする。

- (1) 「2 事業の企画・実施」の合計点が上位の者
- (2) 採点においてAが多い者
- (3) 採点においてD以下の数が少ない者